

○国の制度設計

こども基本法の目的(第1条)

- (前略)子どもが、(中略)将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、(中略)こども施策を総合的に推進すること
- そしてこども大綱では、
目的を果たされる社会がどのようなものかを示している
=『すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会』←時限的な目標

次期子ども総合計画の目的

○国立市の場合

国立市子どもの権利条例

「国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現すること」

つまり、すでにどのような社会が定義している←普遍的な目標